

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

2019年10月より福祉・介護職員等処遇改善加算制度が開始されます。
各事業所の介護サービスの加算種別及び対象職員につきましては、
次のとおり運用しています。

【介護事業所】

- 介護老人保健施設陽光苑／介護老人保健施設
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）短期入所生活介護
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）通所リハビリテーション
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）短期老健
- デイサービスようこう　／通所介護

介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ

対象職員： 天心堂に勤務して10年以上で、介護福祉士資格を有する職員とする。「経験・技能のある介護職員」いわゆる行政が区分するAグループを対象とする。

- 天心堂ホームヘルプステーションたんぼぼ戸次事業所／訪問介護
- 天心堂ホームヘルプステーションたんぼぼ戸次事業所／介護予防通所介護相当サービス

介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ

対象職員： 介護福祉士資格あり：資格なし＝1対0.5の比率で実稼動時間にて配分とする（非常勤職員数が多いため）

- 天心堂デイセンター／地域密着型 通所介護
- 天心堂デイセンター／介護予防通所介護相当サービス

介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ

対象職員： 天心堂に勤務して10年以上で、介護福祉士資格を有する職員とする。「経験・技能のある介護職員」いわゆる行政が区分するAグループを対象とする。）

○へつぎ病院短時間通所リハビリ／（予防介護）通所リハビリテーション
介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅱ
対象職員： 配置職員（現在1名）を対象とする。

○おおの郷 / 介護老人保健施設
○おおの郷 / （予防介護）短期老健
○短期入所生活介護おおの郷 / （予防介護）短期入所生活介護
○おおの診療所デイケアセンター／（予防介護）通所リハビリテーション
介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅱ
対象職員： 天心堂に勤務して10年以上で、介護福祉士資格を有する職員とする。「経験・技能のある介護職員」いわゆる行政が区分するAグループを対象とする。

【福祉事業】

○天心堂こども発達支援センター一休さん／児童発達支援
○天心堂こども発達支援センター一休さん／児童発達支援
介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ
対象職員： 天心堂に勤務して10年以上で、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士資格を有する職員および児童発達支援管理責任者等とする。「経験・技能のある介護職員」いわゆる行政が区分するAグループを対象とする。

○天心堂ホームヘルプステーションたんぼぼ戸次事業所／居宅介護
介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ

○天心堂ホームヘルプステーションたんぼぼ戸次事業所／重度訪問介護
介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅱ
対象職員： 介護福祉士資格あり：資格なし＝1対0.5の比率で実稼動時間にて配分とする（非常勤職員数が多いため）

以上